

## 『正義と境を接するもの』合評会 著者よりひとこと

品川哲彦

科研基盤研究(B)「生命・環境倫理における「尊厳」・「価値」・「権利」に関する思想史的研究・規範的研究」

2008年7月27日、於：桜美林大学淵野辺キャンパス

(大阪府立大学現代思想研究会+「生命の哲学」研究会

2008年7月21日、於：立命館大学大阪オフィス)

教えを垂れるのでもなく、代理戦争でもなく(はしがき iii 頁)

### 1) ハンス・ヨナス、あるいは、拙著第1部について

#### 背景説明

ヨナスを主題として私が最初に研究発表したのは、1998年関西哲学会シンポジウム「環境としての自然」(本書第2章)です。その時点での焦点は、ヨナスの(グノーシス研究でもなく、生命哲学=有機体論でもなく、アウシュヴィッツ以後の神概念でもなく)責任原理でした。しかし、『責任という原理』という著作には、ヨナスの目的論的自然観、存在論が前提として組み込まれています。それはアーペルが「カント以前」と評したように大方の論者が批判する対象でした。その点を顧慮したうえで、責任原理はどのように解釈でき、どのように評価できるかということが当初の課題でした。

#### 拙著のスタンス

ヨナスの責任原理は、対等な関係ではなく、非対称な力関係を根拠とする、地球規模での生態学的危機による未来世代への影響においては、時間の不可逆性が非対称な力関係の構成要因である、人類の存続が第一の責任である、けれども、責任の対象は人間にかぎらず、人類によって存続を脅かされている生物種にもおよぶ、等の特色をもっています。拙著はこれらの特徴を、については自然物に権利を拡大する議論との対比によって、  
については人間中心主義との対比、 については(人間と他の生物とを原則的に対等に位置づける規範にもとづいた)非人間中心主義との対比によって、 際立たせようとしています。(第2章、第5章)

『責任という原理』が大きな反響を得たのはドイツにおいてですが、ドイツでのヨナス論の多くは(とくにアーペルの影響を受けた)討議倫理学者による、責任原理の基礎づけにたいする批判です。それゆえ、拙著は討議倫理学側からの批判とヨナスの議論とを対比して叙述しました。その結果、討議倫理学の(とくにアーペルの)未来倫理では、世代間の時間差が主題化されず、したがって未来世代の存在が実質的には先取りされており、この点で、生命のもろさ、身体の傷つきやすさにたいする危機意識のもとに人類の存続を命法とするヨナスと決定的に異なると指摘しています(第2章、第5章)。

さて、私は内在的解釈を超えて、責任原理の遂行論的矛盾による基礎づけという提案をしました。それがどれほど説得的であるかはともあれ、私はそこで、ヨナスの自然哲学の前提に依拠せずに、責任の存続が第一の責任であることを基礎づけようと試みたわけではありません(第2章、第5章)。このことは消極的な意味からすると、大方の論者と同様に、私自身も彼の自然哲学には賛同できないと考えていたことを意味します。積極的な意味からすると、討議倫理学者のヨナス批判には、粗くいえば、

P1: 現代は価値多元社会であり、特定の形而上学・存在論に依拠することはできない。

P2: ヨナスは特定の形而上学・存在論に依拠している。

C: ゆえに、ヨナスの議論は説得力をもたない。

あるいは/かつ、

P1：直観に訴える主張は、その直観をもたない者を説得しえない。

P2：ヨナスは直観に訴えている。

C： ゆえに、ヨナスの議論は説得力をもたない。

というタイプの批判というか裁断が多くみられました。遂行論的基礎づけという試みは、これらの批判にたいしてヨナスの議論になお注意すべき価値があることをいわんとする努力のなかで考えたものです。

しかし、当初はヨナスの自然哲学・形而上学に深くコミットせずに責任原理を解釈する可能性を考えていたものの、「なぜ、ヨナスは時代外れの自然哲学、形而上学を語ろうとするのだろうか」という疑問が、しだいに私のなかで答えるべき問いになっていきました。責任原理に先立つ生命哲学や死の前年の『哲学的研究と形而上学的推測』を視野に入れて、ヨナスが「ミュートス」「推測」を語る意味を論じたのが第5章であり、そのうえで、第6章で、可能的な解釈として、ヨナスの存在論を支持する議論、存在論や基礎づけを捨象してヨナスの提言を支持する議論、討議倫理学者の議論、私自身の解釈を整理しました。

第3章と第4章はヨナスとの直接の関わりが薄いのですが、私の考えの展開にとっては重要な契機でした。

第3章では、労働と所有をとりあげて人間と自然とのあいだに自然契約を結びうるような相互的な関係のないことを論じました。だとすれば、正義という語をもっぱら人間同士のあいだにのみ適用するほうがすっきりするかもしれません。しかしなお、人間は人間以外の自然に負っている、自然にたいして不正を犯しているのではないかという意識があることを否定できないというのが、第3章の主意です。第3章のもととなった『思想』2001年4月号掲載の論文あたりから、正義と、正義によって説明できそうにも思えるが、どこか本質的に異なる概念とを対比するという着想がぼんやりとできはじめたように思います。

第4章は、「生命の神聖」概念をとりあげたもので、分配的正義が支配的な力をもたない文脈を探す作業をここでしていたことになりましょう。なお、ここにとりあげたハーバマスの類倫理は、「汝の人格のなかの人間性」の「人間性」を類的なものとして理解する議論として、次項の今後の課題に記す現在の私に関心を寄せている問題につながります。

#### 今後の課題

当初は、ヨナスとの関わりは、責任原理について自分なりの理解が得られればいい程度のことでしたが、ヨナスを読むためには、その思想の遍歴を問わずにはすまないという思いがおいおい募ってきました。本書でも若干の言及はありますが（115-119頁）現在、グノーシス研究、生命哲学（有機体論）、責任原理、彼の神概念や世界創成論の連関をたどることを研究課題のひとつにしています。グノーシス研究やユダヤ教神秘思想がからむ遠大な話で、私がどれほどやれるかはともあれ。

倫理理論としては、責任倫理を私がかつてしたようにヨナスの自然哲学から切り離して論じようとするのは依然として有意味であると思います。しかし、ヨナスは、人間同士の合意や人間の自律を基礎とする倫理ではなく、人類の最後のひとりがお守らなくてはならないような、形而上学、存在論に根ざす倫理をめざしています（111頁）。当初、私は価値多元主義の現代ではこういう提案は無効だと片付けていました。今も特定の形而上学にコミットするわけではありません。しかし、現在は、倫理を倫理として正統化する審級はどこにあるのかという観点から、こうした提案が、この時代にどのような意味をもちうるのかについて、再考する余地があると感じつつあります。粗くいえば、「べし」は個々人の競合する欲求の調整に基礎をもつのか、個々人の欲求を超える「べし」が人間の自律と合意から引き出されるのか（カントや第4章で論じたハーバマスの類倫理） それとも、人間を他の存在者と相対化してともに位置づけるような形而上学を「語る」のか（ヨナスのめざす方向。本書111頁、「死につつある人類の最後のひとりがお守らねばならないような原理」（PL:403）それぞれの倫理理論のありようについて考えたいと思っています。

## 2) ケアの倫理、あるいは、拙著第2部について

### 背景説明

ケアの倫理に最初に言及したのは、本書には収めていない論文「生命倫理学における自由主義の再検討」(2000年)です。医療倫理の根本的規範(の少なくとも優先的なひとつ)に患者の自律をおくのか、患者にとっての善をおくのかという対比に関連して言及しました。しかし、本書第7章のもととなった論文(2002年)以降は、倫理が立脚する最も根底的な規範は何なのかという観点から(つまり、ケア対正義論争の争点から)、ケアの倫理に関心をもっています。

ケアの倫理にたいして違和感のあった/あることは、本書のはしがきiii頁に記したとおりです(私は心情的には正義の倫理に近いのかもしれませんが)。しかし、男性中心主義の告発や、命を世話すること、子どもが生まれることを端的に肯定するそのスタンスには無視できないものを感じます。

### 拙著のスタンス

ケア対正義論争では、両者の統合、あるいは、いずれも重要だといった反応をしばしばみます。拙著のなかに重要な指摘があるとすれば、ケアと正義という個々の規範が両立しうるか(私は両立すると考えます)という規範レベルの統合如何の問題と、どちらが(あるいは、別の第三者が)倫理理論の最も根底をなす規範なのか(これは、問いの形の上から、択一的な問題です)という問題とを分けて論じるべきだ、つまりどのレベルで統合というのかという指摘だと思います(147-149頁)。

第7章ではこうしたレベルの違いを指摘しています。ギリガンの結婚の比喻より反転図形の比喻を重視している点が、正義の倫理とケアの倫理との違いを重視する本書のスタンスを表しているかもしれません。また、とかく混同されがちなケアの倫理と共同体主義との区別も目的のひとつでした。

第8章は、正義によって解決されると思われる問題にたいして、正義の倫理の多用する倫理的概念を援用しないなら、どのように回答できるのか(184-187頁)を主題のひとつとしています。それを考えるのに、ノディングスの倫理的自己の観念を援用したわけですが、ノディングスの議論が私のまとめたようにすっきり(?)しているわけではありません。28頁に記したように「思考実験」であり、ノディングスをとりあげるのは、『ケアリング』の時期の彼女の議論がある意味で極端だから思考実験としてとりあげやすかったからです。

なお、「ケアリングの倫理は、とるに足らないように思われながら、しかしその実、毎日の経験を有意味にしている支えのような経験を描くのに適した思想なのであろう」(191頁)という指摘は、私としては動かせない感想です。

私的領域(家族、友情)と公的領域とを峻別し、それぞれに別の種類の規範が妥当すると考える論者は、ケアの倫理と正義の倫理の「棲み分け」を主張するでしょう。しかし、ケアの倫理は二つの領域が峻別されるものではなく、したがってケアの倫理にもとづいた(今まで公的領域についての議論とされてきた)社会政策論を展開するまで進んできました。それを第9章、第10章で扱いました。

第10章は、ケアと正義とは相補的に基礎づけあう(クレメント)、正義をケアより根底的な規範とする(オーキン)、ケアと正義の異質性を保ちつつ、いっそう根本にはケアをおく(ヘルド)議論を対比して論じて、ケア対正義論争にたいする今のところの私の見解を記しました。

第11章で論じた「ケア関係における他者」は遠回りの話に聞こえるかもしれませんが。しかし、誰かが誰かをケア「できる」とすれば、何らかの点で他者(ないし少なくとも他者のニーズを)理解できているはずであり、その一方でケアは他者の異他性も確保しなくてはならない。それが成り立つ他者理解はどういうものかは私にとって気にかかる問題でした。この章は最終的にマッキノンとコーネルのギリガン評価の違いに話を進めています。マッキノンについては男性の論者がケアの倫理を論じるスタンスへの疑念?(295頁、註5)から、コーネルに

については共同体内部の正義である法と共同体の外へ開かれてあることへの正義とを対比するデリダとの関連から言及したわけです。

#### 今後の課題

経済のグローバリゼーションの弊害があらわになった今は、ケアの倫理による社会哲学（例 230 頁）がどれほど代替案として機能しうるか、がますます問われるでしょう。

が、それとは別に、ケアの倫理の思想を伝えるには、論文ではないスタイルのほうが適切ではないかという思いもいたします。おそらく、これは一般化すれば、現在の哲学論文という言説のあり方にたいする疑問につながるところです（ヨナスの場合には、ミュートスという手法で意識的にこの問いを触発していますが）。

### 3) 正義と境を接するもの という捉え方について

#### 背景説明

論者自身が explicit に正義の倫理と自説を対比しているのはケアの倫理だけで、それに責任原理をあわせてひとつの枠組みを作るのは、両者の出自の違いを考えると乱暴な設定かもしれませんが、正義の倫理との対比という観点からみえてくるものもあるように思います。両者ともに、これから生まれてくる子どもへの視線、ケアしなければ命が失われるもろさ・傷つきやすさ、存在しない（生まれてこない・生まれたが死んでしまう）よりも存在することをよしとする発想を共有しており、その感覚に触発されて非対称な力関係にもとづく責任やケアを唱道しています。その点で、すでに存在している存在者間でそれぞれの存在者の値打ちにふさわしいものを分配する発想とは異質なわけです。

とくにヨナスをこの枠組みのなかに引き入れた点について一言いえば、私には本書のとったスタンス（それはつまり討議倫理学とヨナスを対比するという説明をとることでありますが）をしないなら、ヨナスは時代はずれの、一風変わった存在論を語った哲学者としてあつかわれてしまう面があると思われたからです。

#### 拙著のスタンス

しかし、ある問題の枠組みを設定するとは、そのように問題を切り抜いてしまうことにほかなりません。第 1 章の正義の説明は、よかれあしかれ、拙著の問題設定に対応した描き方になっています。

第 12 章では、ホネットの「正義の他者」を援用して、ケアの倫理と責任倫理とがどうして（私からみれば）過小評価されるのかという話で結んでいます。最後まで、対比に終わりました。対立する立場があればその「統合」を求める読者からはフラストレーションのたまる本でしょう。違いを大切にしたいからだと弁明できますが、結局のところ、拙著は、そのような統合があるとしてもそれは統一的理論によってではなく、人間においてこそ可能だと示唆しているのかもしれませんが。かといって、「正義」も「ケア」ないし「責任」も「徳」であり、完成した人格にあっては両者が身につけているというような説明をするつもりはありませんが。

#### 今後の課題

拙著とは別のスタンスをとるという選択肢からいえば、正義をふくらみのあるしかたで描くことができるのではないか（あとがき 301 頁）という指摘はまさにそのとおりです。拙著のスタンスの延長線では、「本体としての人間を守るには現象としての人間こそを守らねばならない」（108 頁）という主張の意味の明確化、身体の位置づけ、生物種という意味ではなく人間ないし人類を意味づける可能性（ハーバマスの類倫理はその試みにあたります。当然、反論側からすれば、その試みは自然的概念を倫理的概念に読み替える作業のように思われてしまうでしょうが）等々、拙著を書いているなかでぶつかった課題が多々あります。